

ケアプラン みなとも 弥富 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社Wellloopが開設するケアプラン みなとも 弥富（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプラン みなとも 弥富
- ② 所在地 愛知県弥富市鯛浦町西前新田43番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 5名（常勤兼務職員1名（管理者と兼務）、常勤専従職員4名）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 利用者の自宅または事業所の相談室
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅介護サービス計画ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅または事業所の相談室

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- ① 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する

るサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。

- ② 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③ 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及び家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥ 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ⑦ 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧ 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下、「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり12円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、愛知県弥富市、蟹江町、飛島村、愛西市、津島市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又は最初を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 委員会の開催 6ヶ月に1回
- ② 指針の整備 虐待防止マニュアルの策定
- ③ 研修 年1回
- ④ 選任担当者の設置 虐待防止委員長

（感染症の予防及びまん延の防止に関する事項）

第10条 事業所は、感染症の予防又はまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければなら

い。

- ① 委員会の開催 6ヶ月に1回
- ② 指針の整備 感染症マニュアル(事業継続計画 感染症)の策定
- ③ 研修及び訓練 年1回

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画策定について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 業務継続計画の策定と定期的な見直し、変更
- ② 研修及び訓練 年1回

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Welloopと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

この規程は、平成29年7月25日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規定は、平成30年2月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年6月1日から施行する。

この規定は、令和1年8月1日から施行する。

この規定は、令和1年9月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月1日から施行する。

この規定は、令和3年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。